

1. 本報告は、報告者が2018年9月13日から2019年9月13日にかけて連合王国において行った長期研修について報告するものである。この期間に報告者が従事した作業は大きく2つに分けられる。(1)イギリス法とEU法その他の超国家法の多層性・重層性に由来する諸問題の考察、および(2)関連する日本法の各分野の最新の状況についての発信の2つである。

2. 連合王国のEU離脱(Brexit)の法的インプリケーションを明らかにし、イギリス法の課題について考察を加えるという本研修の当初の目標は、同国の政治の混迷の中で若干の調整を迫られた。報告者は、2017年9月作成の研修計画書において、2016年6月の国民投票の憲法上の意味、およびそれを受けてはじまったEU離脱への動きの法的インプリケーションを明らかにすることを本研修の目標としていたが、本研修期間の大部分はメイ前首相の取りまとめたEU離脱案の承認をめぐる連合王国議会の審議が行き詰まっていた時期に当たり、2019年7月には前首相に代わってジョンソン元外相が新首相に就任したものの、庶民院において多数派は形成されず、首相と反対勢力との主導権争いが続いた関係で、同国が本当にEUを離脱するのか——離脱するとしていついかなる形で離脱するのか——、見通しの立たない状況が続いたためである。

2019年12月の庶民院議員総選挙での保守党の圧勝を受け、連合王国は2020年1月31日に正式にEUから離脱したが、漁業権問題などの課題の解決は移行期間に先送りされており、EUとの自由貿易協定の締結に向けた交渉は難航が予想されている。そのため、現在、Brexitの法的インプリケーションとイギリス法の変容そのものについては、同国の政治および司法の動き並びに学界の議論に関する地道な資料収集を引き続き進めてゆくべき段階にあると言わざるをえないように思われる。

3. しかし、このことは、研修計画の根源にもともとあった「イギリス法とEU法その他の超国家法の交錯ないし裁判所間の対話」という大きなテーマの重要性を減じるものではない。むしろ、連合王国の法律家・法学者のコミュニティにおいては、めまぐるしく変化する昨今の政治状況の中、法の多層性の問題への関心は逆に大いに高まっているように見受けられる。

4. 2018年9月の本研修の開始時点でメイ前首相率いる保守党は少数与党の状態にあり、EU離脱がどのような形になるにせよ、アイルランド国境問題をめぐって庶民院の審議が暗礁に乗り上げることはある程度予想されたため、報告者は、研修期間を通じて2つの点に特に力を注ぐこととした。

5. 1つは、人権法および差別禁止法に関する連合王国の判例の展開を欧州人権裁判所およびEU司法裁判所の判例の展開と関係づけながら確認し、その意義を再検討する作業である。公法研究会、人権法研究会、EU法研究会、法哲学研究会をはじめ、報告者の主たる研究分野および関連分野を扱うオックスフォード大学法学部の諸研究会に参加できたことは、個々の判例を重層的な法構造の中に位置づけ直し、その意味を再吟味する上で大きな助けとなった。また、2018年5月に来日され、成蹊大学法学会で講演されたロンドン大学キングズ・カレッジのロバート・ウイントミュート教授からも交流の機会を与えられ、日常的に人権法および差別禁止法全般について意見を交換することができた。ウイントミュート教授をはじめとする連合王国の多くの研究者との討論・交流は、今後の執筆活動に向けて大きな財産となった。

この分野の研究成果の取りまとめはこれからの課題であるが、現時点までに明確に再確認できたこととして、人権法の領域においては、最も注目されるべきはEUとは別個の超国家的組織である欧州評議会であり、とりわけ、欧州人権条約の解釈適用に当たる欧州人権裁判所が重要な役

割を果たしていることから、Brexit は必ずしも決定的な意味を持たないという点が挙げられる。他面、差別禁止法については、EU 法が雇用や高等教育の場面における差別を禁じていることとの関係上、連合王国の EU 離脱に伴い、今後の判例の展開次第ではマイノリティに属する被用者や学生にとって負の影響がもたらされることが予想されることが明らかになった。

6. もう一つは、上記 5.に対応するまたはそれと関連の深い日本法の各分野の動きについて、連合王国および近隣諸国の学会および研究会で発信を行うことである。これは、本研修が本来予定していたテーマについて、前述の通り、その後の政治的な事情から基礎的考察に取り組むことが作業の中心となったため、連合王国における 1 年間の研修という貴重な機会を生かして自らの研究成果の発信にも努めるとすればどのような可能性がありうるかを検討した結果、本来のテーマと密接に関連する研修のもう一つの柱として浮上した作業である。

具体的には、①日本の性差別的な民法の規定(女性にのみ再婚禁止期間を設ける民法 733 条および夫婦同氏の原則を定める民法 750 条)をめぐる憲法訴訟の現状と今後の展望、②日本の憲法改正に向けた動き、および③日本における LGBT(性的少数者)の権利保障の現状と今後の展望について、下記の研究発表を行った。

①日本の性差別的な民法の規定をめぐる憲法訴訟の現状と今後の展望に関するもの:

- a. “Towards Legal Recognition of Family Diversity: Uniqueness and Non-Uniqueness of Japanese Judicial Activism” (イギリス国際比較法学会、2018 年 10 月 26 日)
- b. “Overhauling Outdated Family Law: The Persistence of Fossilized Rules and Challenges for the Japanese Supreme Court” (ランカスター大学法学会、2019 年 2 月 9 日)
- c. “Family Law Reform through Constitutional Litigation?: The Persistence of Fossilized Rules and Challenges for the Japanese Supreme Court” (ロンドン大学キングズ・カレッジ法学部附属トランスナショナル法研究所、2019 年 3 月 4 日)
- d. “Family Law Reform through Constitutional Litigation?: The Problem of Obsolete Statutes and the Role of the Japanese Supreme Court” (オスロ大学人文学部文化研究・東洋言語学科、2019 年 4 月 25 日)
- e. “Towards Legal Recognition of Family Diversity: The Problem of Obsolete Statutes and the Role of the Japanese Supreme Court” (オックスフォード大学日産日本研究所、2019 年 5 月 2 日)

②日本の憲法改正に向けた動きに関するもの:

- f. “Constitutionalism in the Age of Post-Truth Politics: The Liberal Democratic Party’s Draft Constitution for Japan and the Marginalization of the Rule of Law” (コメニウス大学人文学部東アジア研究学科、2019 年 3 月 27 日)
- g. “Nostalgia and Its Futures: The Liberal Democratic Party’s Draft Constitution for Japan and the Marginalization of the Rule of Law” (マサリク大学人文学部日本研究学科、2019 年 3 月 29 日)

h. “Liberties under Siege: The Liberal Democratic Party’s Draft Constitution for Japan and the Regression of the Rule of Law”（ストックホルム商科大学欧州日本研究所、2019年4月5日）

③日本におけるLGBT（性的少数者）の権利保障の現状と今後の展望に関するもの：

i. “LGBT Rights in Japan: Current Status and Future Prospects”（オックスフォード大学法学部公法研究会、2019年5月14日）

j. “Time to Give Messy Family Law the ‘Marie Kondo Treatment’: Law Reform to Spark Joy and the Hyggelig Future of LGBT People in Japan”（ヘルシンキ大学アレクサンテリ研究所、2019年8月28日）

k. “Towards a More Inclusive Society: The Future of LGBT Rights in Japan”（イギリス法学会市民的自由・人権分科会、2019年9月4日）

いずれの学会・研究会においても多数の質問やコメントが寄せられ、各分野の専門家の議論に接することで日本法の問題点を外から見つめ直すことができ、きわめて有益であった。得られた示唆を踏まえ、現在、各報告を論文の形にまとめる作業を進めているところであり、本研修の最初の成果物として、上記c.をもとに加筆修正を行った論文を2019年12月刊行の成蹊法学91号に発表した（“Family Law Reform through Constitutional Litigation?: The Persistence of Fossilized Rules and Challenges for the Japanese Supreme Court”，成蹊法学91号81-95頁）。

幸い他の研究会や研究機関からも発表の要請を受けているので、引き続きさらなる発信に努め、多様な分野の専門家との意見交換を通じて考察を深めつつ、上記①②③はもちろん、この度の研修期間全体を通じて触れる機会に恵まれ、考える機会を与えられたイギリス法および日本法の各種の課題について、順次論文を発表してゆきたいと考えている。

以上